

令和2年5月7日
東北運輸局
自動車技術安全部技術課

自動車検査証の有効期間を伸長します（対象期間の延長）

～新型コロナウイルス感染症対策～

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年6月1日から6月30日までの自動車について、令和2年7月1日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、対象地域である全国47都道府県において、爆発的な感染拡大の発生を防止するため、外出による感染拡大のリスクを排除する必要があることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を伸長することとし、令和2年5月8日付けで公示しますのでお知らせ致します。

○対象車両

自動車検査証の有効期間が満了する日が、6月1日から6月30日までの自動車全て

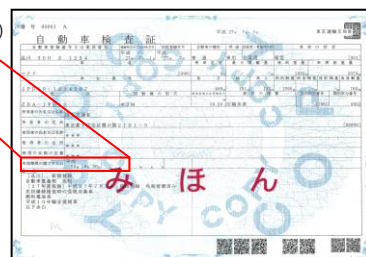
※ 令和2年4月16日付け運輸支局長の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年4月17日から同年5月31日までのもの（令和2年2月28日付け運輸支局長の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日を、令和2年4月30日としたものを含む）を、令和2年6月1日を満了する日としたものを含む。

（有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。）

○措置内容

自動車検査証の有効期間を7月1日まで伸長

有効期間の満了する日	平成32年6月30日
------------	------------



○継続検査の手続き

対象車両については、7月1日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが7月1日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

○伸長の詳細につきましては、国土交通省の関連ホームページをご確認ください。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/kensa/index.htm>

《発表記者会：東北電力記者会、青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、
秋田県政記者会、山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ》

○伸長手続きに関するお問い合わせ先（地域別）

対象地域	連絡先	電話番号
青森県	青森運輸支局 検査整備保安部門	TEL:017-715-3320
岩手県	岩手運輸支局 検査整備保安部門	TEL:019-637-2912
宮城県	宮城運輸支局 検査整備保安部門	TEL:022-235-2517 (ダイヤルイン 2)
秋田県	秋田運輸支局 検査整備保安部門	TEL:018-863-5814
山形県	山形運輸支局 検査整備保安部門	TEL:023-686-4714
福島県	福島運輸支局 検査整備保安部門	TEL:024-546-0345 (ダイヤルイン 2)

＜プレスリリースに関するお問い合わせ先＞

東北運輸局 自動車技術安全部

技術課 齊藤、加藤

電 話：022-791-7535

F A X：022-299-8872

(参考1)

○今回の自動車検査証の有効期間の伸長措置

公示日	対象地域	対象となる有効期間の満了する日	伸長日
5月8日	全国一律	令和2年6月1日～6月30日	令和2年7月1日

※下記により自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年6月1日に伸長されたものを含みます。

○これまでの自動車検査証の有効期間の伸長措置（新型コロナウイルス感染症対策）

公示日	対象地域	対象となる有効期間の満了する日	伸長日
2月28日	全国一律	令和2年2月28日～3月31日	令和2年4月30日 ※4月7日、4月16日付の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日は6月1日まで更に伸長されています。
4月7日	東京都 埼玉県 千葉県 神奈川県 大阪府 兵庫県 福岡県	令和2年4月8日～5月31日	令和2年6月1日
4月16日	全国 (令和2年4月7日付けの運輸支局長公示により対象となっている上記の7都府県を除く)	令和2年4月17日～5月31日	令和2年6月1日

(参考2) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考3) 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例

- 令和2年4月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域として追加された全国の都道府県（令和2年4月7日付けの運輸支局長公示により既に対象となっている7都府県を除く）に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年4月17日から5月31日までの自動車について、令和2年6月1日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年4月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県）に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年4月8日から5月31日までの自動車について、令和2年6月1日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年2月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、自動車検査証の有効期間が令和2年2月28日から3月31日までの自動車について、全国一律に令和2年4月30日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和元年10月台風第19号の被害に伴い東京都西多摩郡奥多摩町日原地区に使用の本拠を有する車両について日原地区から同地区外とへの交通が可能となった日の2週間後の日の翌日まで伸長。
- 令和元年10月台風第19号の被害に伴い宮城県の全域と岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県の一部の地域に使用の本拠を有する車両について最大2ヶ月伸長。

(参考4) 運輸支局長の公示(例)

第 2 号

公 示

道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年6月1日から同年6月30日までのものは、令和2年7月1日をもって満了するものとする。

記

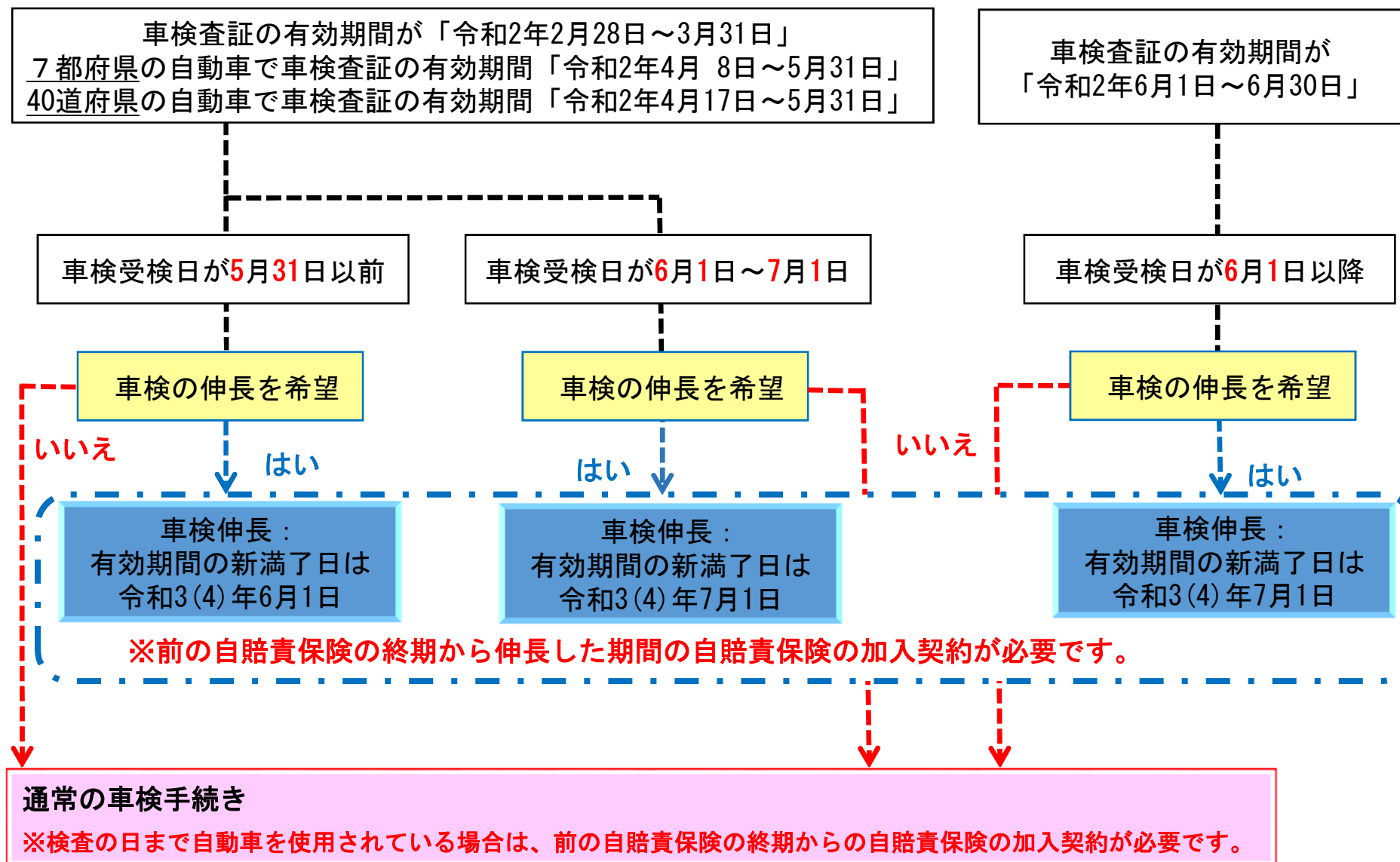
福島県

令和2年5月8日

東北運輸局 福島運輸支局長

令和2年5月7日

自動車検査証の伸長に係る有効期間について

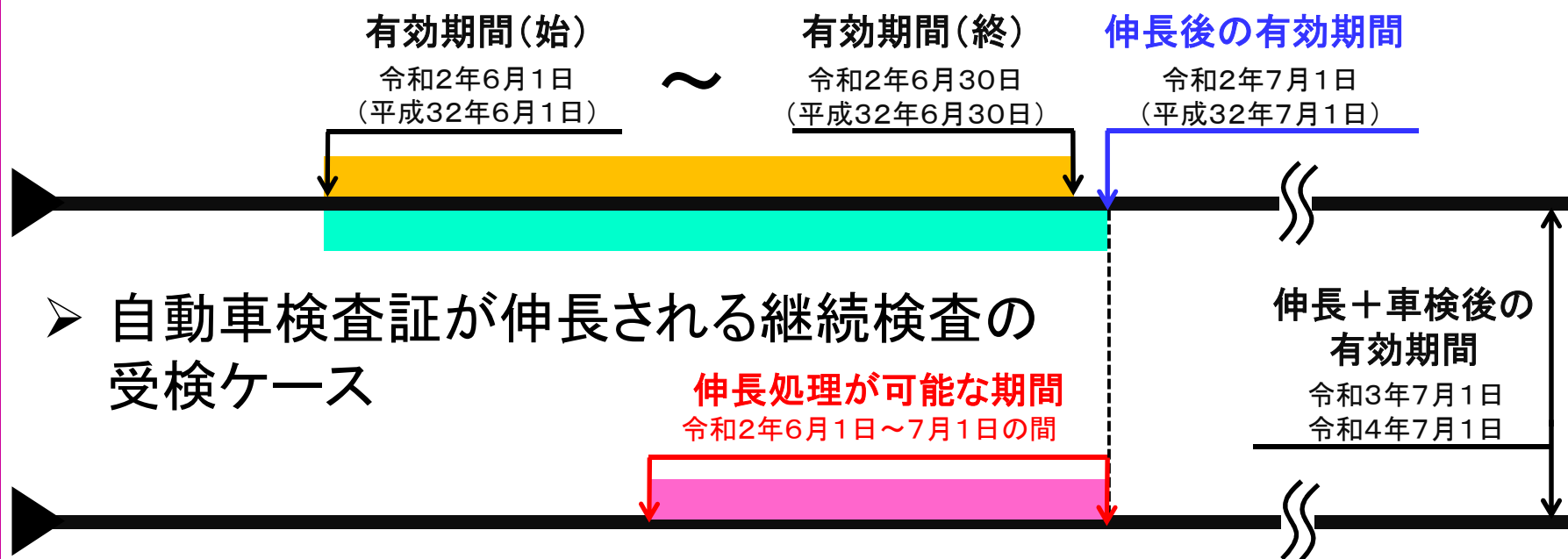


④ 今回(R2.5.8)の措置内容

➤ 自動車検査証の伸長期間(全国47都道府県)

  が、有効期間の伸長対象となる自動車(①～③を含む)

  が、伸長される有効期間(令和2年7月1日)

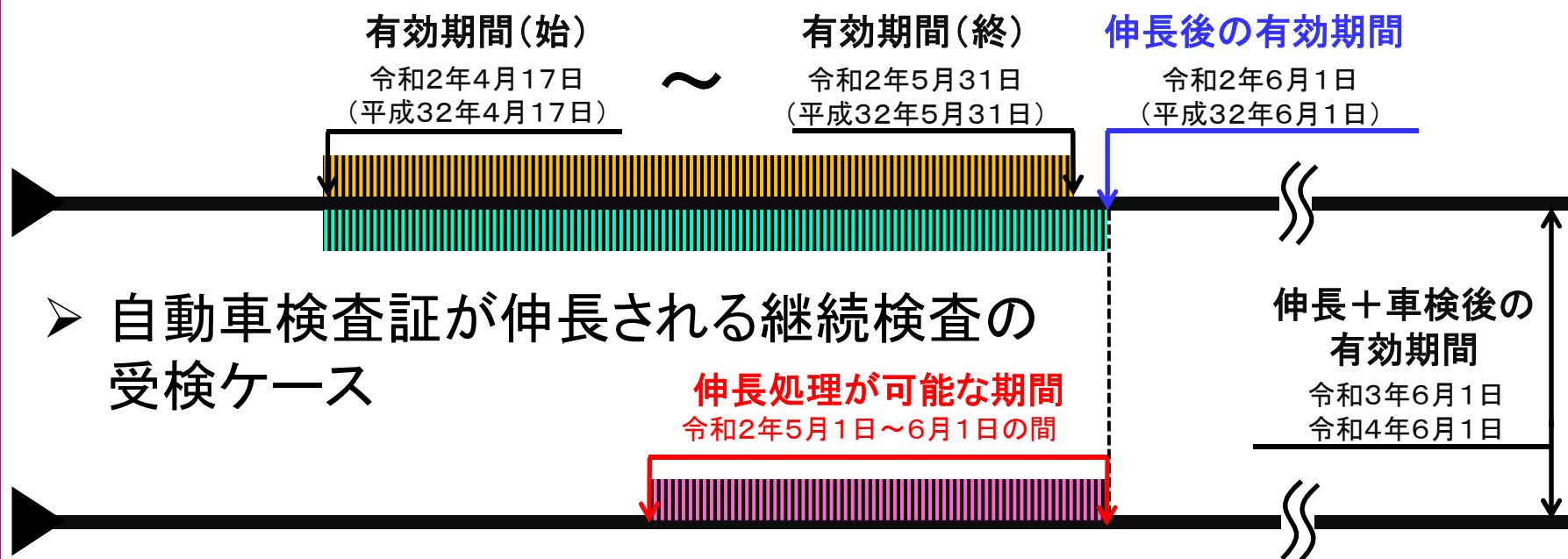


③ (R2.4.16)の措置内容

➤ 自動車検査証の伸長期間(40道府県)

  が、有効期間の伸長対象となる自動車(①のものを含む)

  が、伸長される有効期間(令和2年6月1日)



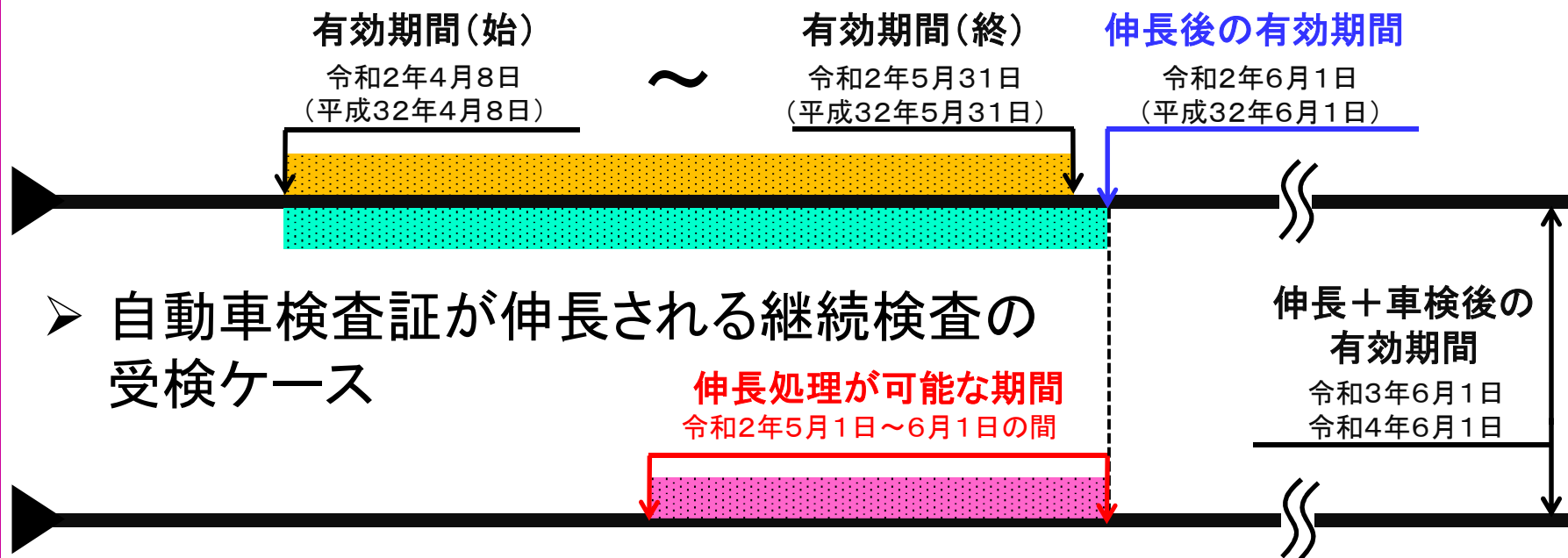
➤ 自動車検査証が伸長される継続検査の受検ケース

② (R2.4.7) の措置内容

➤ 自動車検査証の伸長期間(7都府県)

  が、有効期間の伸長対象となる自動車(①のものを含む)

  が、伸長される有効期間(令和2年6月1日)



① (R2.2.28)の措置内容

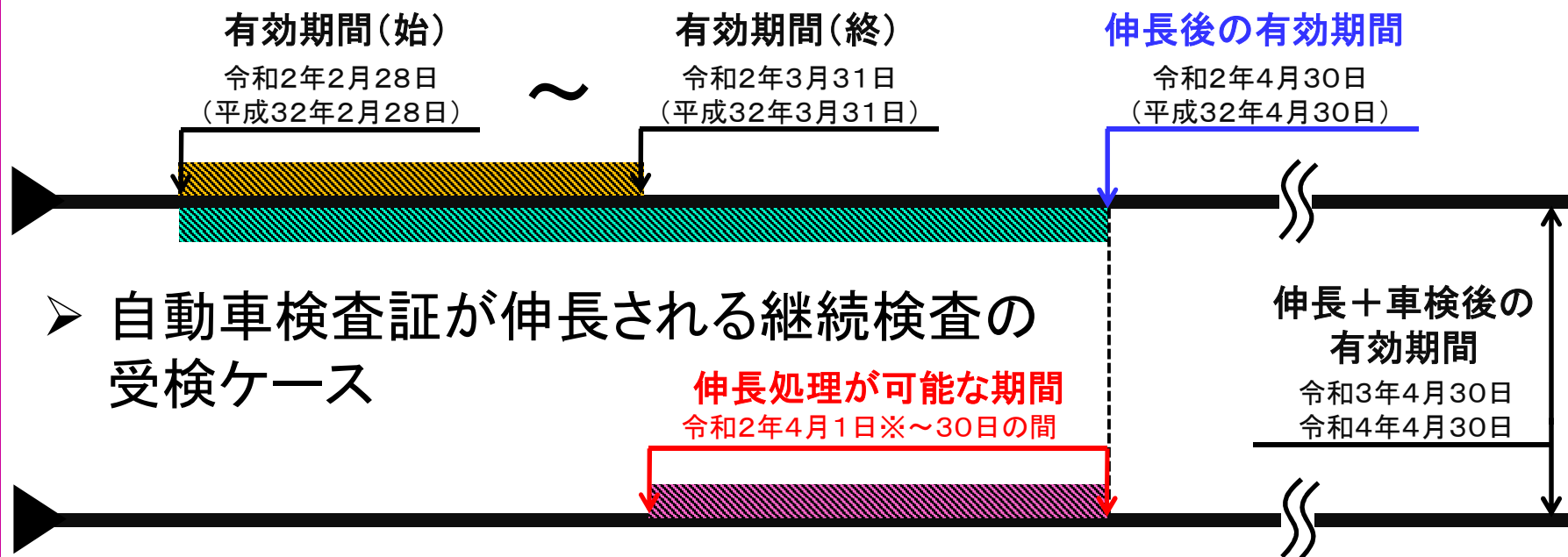
➤ 自動車検査証の伸長期間(全国)



が、有効期間の伸長対象となる自動車



が、伸長される有効期間(令和2年4月30日)



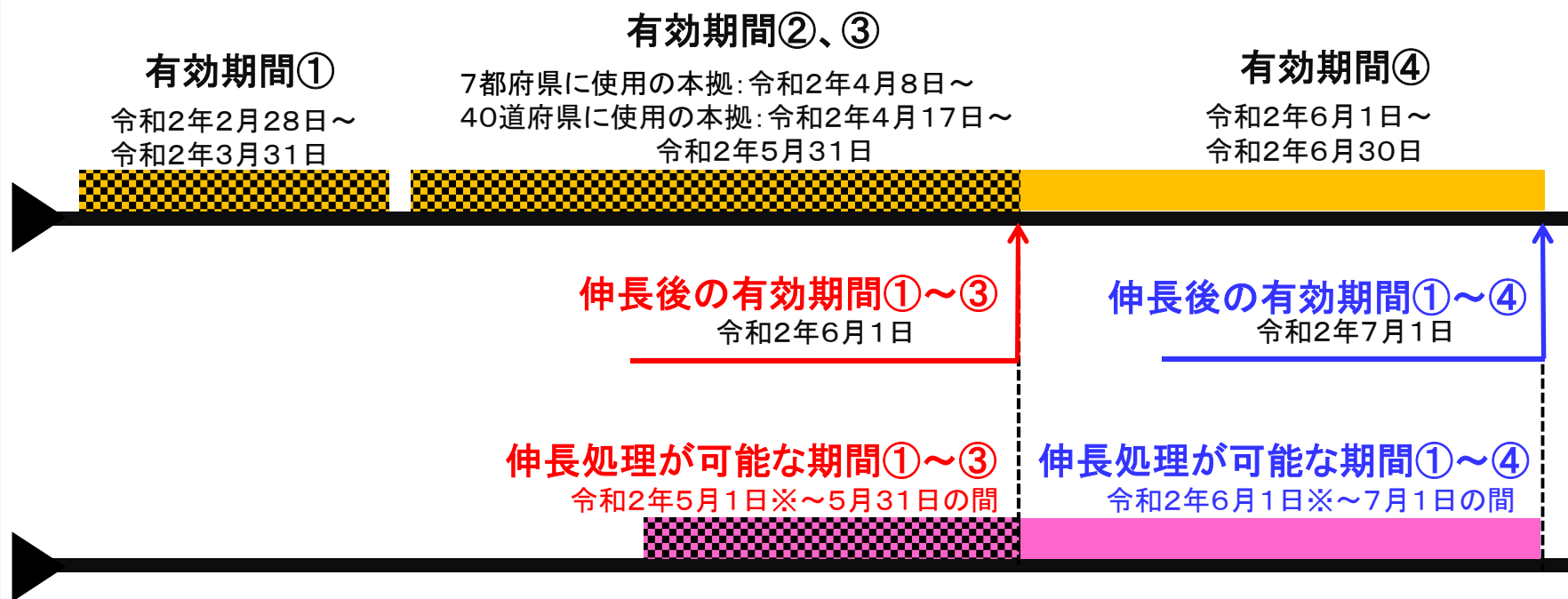
※伸長の手続きは1ヶ月前(3月30日)から可能ですが、今回の伸長の主旨をふまえて、4月1日以降と記載させて頂きました。

有効期間の伸長手続きができる期間

➤ 7月1日までの伸長を希望される場合は、6月1日～7月1日の間に検査の申請が必要です。

 が、①、②、③の伸長対象となる自動車  が、今回の伸長対象となる自動車

 が、①、②、③の伸長処理が可能な期間  が、今回の伸長処理が可能な期間



※5月1日～5月31日間の検査の申請であれば「6月1日」、6月1日～7月1日間の申請であれば「7月1日」を新たな有効期間満了日とすることが可能です。

自動車検査証の有効期間の伸長に関するQ & A

問1 道路運送車両法第61条の2に基づく自動車検査証の有効期間の伸長とは何でしょうか。

答1 一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により継続検査を受けることができない場合に、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長が、期間を定めて有効期間を伸長するものです。

問2 なぜ、今回自動車検査証の有効期間を令和2年7月1日まで伸長するのでしょうか。

答2 今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が延長され、全国において、爆発的な感染拡大の発生を防止するため、外出による感染拡大のリスクを排除する必要があることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間の伸長を行ったものです。

また、新型インフルエンザ等緊急事態宣言による新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間を超えて、令和2年6月30日までの自動車検査証の有効期間のものを伸長対象とした理由につきましては、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する期間後に、車両の点検整備及び検査を実施する期間があることを考慮して、令和2年7月1日まで伸長することとしております。

問3 自動車検査証の有効期間の伸長対象の自動車は、他の運輸局管内で継続検査を受検することは可能でしょうか。

答3 自動車検査証の有効期間の伸長対象の自動車であれば、他の運輸局管内でも継続検査を受検することは可能です。

問4 自動車検査証の有効期間が伸長される期間内は、臨時運行許可番号標（仮ナンバー）を付けての運行は必要ないのでしょうか。

答 4 必要ございません。なお、令和 2 年 7 月 2 日以降（自動車検査証の有効期間の伸長後の有効期間となる 7 月 1 日を過ぎた場合）は仮ナンバーが必要です。

問 5 自動車検査証の有効期間が伸長される対象車両の全てが、強制的に伸長されるのでしょうか。

答 5 基本的には全ての車両が伸長対象となります。これは権利利益の延長なのでユーザーに不利益はないとの考え方に基きますが、車検制度には他の法令（自動車損害賠償保障法等）が絡み合っており、有効期間を伸ばしたくないとのユーザーもいるため、伸長を希望する場合には、申請者の申し出により伸長する（伸長公示を適用）取扱いとしております。

問 6 自動車検査証の有効期間が令和 2 年 2 月 28 日～3 月 31 日の自動車がまだ受検していない場合、今回の車検伸長の対象になりますか。

答 6 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（全国 47 都道府県）については、今回の車検伸長の対象となります。

問 7 自動車検査証の有効期間が令和 2 年 4 月 8 日（7 都道府県）または 17 日（40 道府県）～5 月 31 日の自動車がまだ受検していない場合、今回の車検伸長の対象になりますか。

答 7 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（全国 47 都道府県）については、今回の車検伸長の対象となります。

問 8 自動車検査証の有効期間を伸長するには事前の手続き等が必要ですか。

答 8 事前の申請等の手続きは必要ございません。伸長された有効期間中に、継続検査の手続きをして頂ければ問題ありません。なお、継続検査時に車検の伸長を希望する旨をお申し出ください。

問 9 自動車検査証の有効期間の伸長手続き後に、継続検査を受検した場合の有効期間満了日はいつでしょうか。

答 9 令和 2 年 2 月 2 8 日付けの運輸支局長の公示により令和 2 年 4 月 3 0 日まで有効期間を伸長された自動車の場合、1 年又は 2 年後の 4 月 3 0 日（令和 2 年 3 月 3 0 日～4 月 3 0 日に継続検査の申請があったもの）。

令和 2 年 4 月 7 日付け 7 都府県の運輸支局長の公示及び令和 2 年 4 月 1 6 日付け 4 0 道府県の運輸支局長の公示により 6 月 1 日まで伸長された自動車の場合、1 年又は 2 年後の 6 月 1 日（令和 2 年 5 月 1 日～6 月 1 日に継続検査の申請があったもの）。

令和 2 年 5 月 8 日付けの運輸支局長の公示により令和 2 年 7 月 1 日まで伸長された自動車の場合、1 年又は 2 年後の 7 月 1 日（令和 2 年 6 月 1 日～7 月 1 日に継続検査の申請があったもの）。

なお、令和 2 年 7 月 2 日以降に受検する場合は受検日が起算日となります。

解説：有効期間の起算日は、道路運送車両法施行規則第 4 4 条により次のように規定されております。

- ① 自動車検査証の有効期間を記入する日（申請日）
- ② ただし、自動車検査証の有効期間満了日の 1 ヶ月前から満了日までの間に自動車検査証の有効期間を記入する場合は、有効期間満了日の翌日

問 1 0 自動車検査証の有効期間が伸長されると聞いたが、自動車損害賠償責任保険（共済）証明書の保険期間も自動的に延長されるのでしょうか。

答 1 0 自賠責保険（共済）については、継続契約の締結手続きが令和 2 年 7 月 1 日を限度として猶予されている特例措置であるため、同年 7 月 1 日以前が契約満了となる自賠責保険（共済）は、保険の終期から自動車検査証の有効期間の伸長後の新たな自動車検査証の有効期間の末日までを補う保険（共済）契約を締結する必要があります。具体的な契約方法については、保険会社等へお問い合わせ下さい。

問 1 1 自動車検査証の有効期間の伸長期間内に運行する場合、自動車損害賠償責任保険（共済）を契約しなくても運行できますか？

答 1 1 自動車検査証の有効期間の伸長期間内に運行する場合は、車検の手続きの際に、現自動車損害賠償責任保険（共済）契約の終期から新たな継続車検の有効期間

の末日までを補う自動車損害賠償責任保険（共済）契約を締結する必要があります。

問 1 2 以前（令和 2 年 2 月 2 8 日付、4 月 7 日及び 4 月 1 6 日付）の自動車検査証の車検期間の伸長の対象車両が、今回の伸長の対象となった場合の自動車損害賠償責任保険（共済）はどのように締結したら良いでしょうか。

答 1 2 以前の車検伸長の対象となった車両における自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については次のとおりです。

【例：自家用車（2 年車検）の場合】

（1）6 月 1 日までの車検伸長を希望する場合

→現自動車損害賠償責任保険（共済）契約の終期から新たな継続車検の有効期間の末日（令和 4 年 6 月 1 日）までを補う自動車損害賠償責任保険（共済）を契約する。

※自動車検査証の有効期間の満了日が 6 月 1 日となる伸長の手続きは 1 か月前（令和 2 年 5 月 1 日）から可能

（2）6 月 1 日までの車検伸長を希望せず受検日からとする場合

①検査の日まで運行している場合

→現自動車損害賠償責任保険（共済）契約の終期から新たな継続車検の有効期間の末日までを補う自動車損害賠償責任保険（共済）を契約する。

②検査の日まで運行しない場合

→受検日から車検期間の末日までを補う自動車損害賠償責任保険（共済）を契約する。

（3）7 月 1 日までの車検伸長を希望する場合

→現自動車損害賠償責任保険（共済）契約の終期から新たな継続車検の有効期間の末日（令和 4 年 7 月 1 日）までを補う自動車損害賠償責任保険（共済）を契約する。

※自動車検査証の有効期間の満了日が 7 月 1 日となる伸長の手続きは 1 か月前（令和 2 年 6 月 1 日）から可能

（4）7 月 1 日までの車検伸長を希望せず受検日からとする場合

①検査の日まで運行している場合

→現自動車損害賠償責任保険（共済）契約の終期から新たな継続車検の有効

期間の末日までを補う自動車損害賠償責任保険（共済）を契約する。

②検査の日まで運行しない場合

→受検日から車検期間の末日までを補う自動車損害賠償責任保険（共済）を契約する。